

時の動き

5人に一人の賛成で、改悪される危険性

憲法を生かす会・葛飾 事務局 芳賀 芳美

憲法「改正」の手続きを定めた国民投票法の「改正」案は、3度目の緊急事態宣言下の5月6日、衆議院憲法審査会で立憲民主党が求めていた国民投票の広告規制などについて修正を行ったうえで、自民・公明両党や立憲民主党などの賛成多数で可決されました。また、10日の衆議院本会議で可決し、参議院に送られました。この「改正」案は、2018年、安倍内閣時に提案されて以来3年が経過し廃案寸前でしたが、今国会会期末の6月16日まで

に成立する運びになりました。秋までに行われる衆議院選挙では、憲法「改正」も大きな争点の一つとな

るでしょう。各党が示す「改正」の是非や内容が問われることは間違いないです。

憲法改正には国民の承認が必要

日本国憲法は、先の大戦で多くの日本国民と周辺隣国の国民の命を犠牲にした反省から生まれたものです。1946年11月3日に公布、翌47年5月3日に施行されました。憲法は、すべての法律（刑法・民法・商法・刑事訴訟法・民事訴訟法、および労働基本権や教育基本法、障害者基本法、児童憲章）の基礎として、私たちの基本的人権と平和を守る礎です。その最高法規

だからこそ、「改正」手続きは厳しく定めています。第96条【憲法改正の手続き】この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。と定めています。

国防軍創設 戦争できる国へ

自由民主党は、結党以来、現行憲法は米国に押し付けられた憲法であり、自主憲法制定を党是として「改正」の機会を自民党政権は虎視眈々と狙ってきました。「日本国憲法改正草案」を自由民主党が2012年4月27日に決定し、内外に宣言しました。その一つに、「戦争の放棄」を定めた第9条の一項と二項を修正し、さらに三項を新設し「内閣総理大臣を最高司令官と

する国防軍を保持する」と戦争のできる国づくりを推し進めています。全文、憲法改正草案と現行憲法と対照表で記載されています。是非、一読してみてください。

安倍内閣は改憲の集大成

国民投票法は、憲法改正の際に行う国民投票の仕組みや手続きなどを規定したものであり、憲法の施行から60年たった2007年、第1次安倍政権のもとで成立させられました。その後、2014年には、国民投票の投票年齢を18歳以上に引き下げること

日本国憲法改正草案

(現行憲法対照)

自由民主党

平成二十七年四月二十七日現在

などを定めた改正法が成立します。そして、3年前の2018年6月に、自民・公明両党や日本維新の会などが、投票の利便性を高めるため、さらなる改正案を提出した経過がありました。

国民投票最低投票率の定めなし

この改正案には、公職選挙法に合わせ、国民投票も、事前に決められた投票所以外でも投票可能な「共通投票所」を、駅構内やショッピングセンターなどに設置できるようにする他、船の上での「洋上投票」の対象を遠洋航海中の水産高校などの実習生にも拡大するなど盛り込まれています。

それは、「国民投票で過半数の賛成を必要とする」と定めてあり、過去の戦争を知らない世代の投票率を上げようと狙いが見えて取れます。

さらに、今の法律では、テレビ広告の費用に上限がありません。だから、

資金力のある政党や政治団体の主張が結果に大きな影響を及ぼします。広告規制は必要と思います。一番の問題は国民投票の最低投票率が定めてないことです。最近の選挙は投票率50%を下回る選挙も多くあります。仮に投票率50%の過半数ということは、有権者4人の内一人の賛成で、投票率40%の時は5人の内一人の賛成で憲法が「改正」されるということです。このような「憲法改正の手続き」を定めている国は、私は知りません。

第9条の「改正」だけでは国民の反発があることは百も承知の自民党は、①「自衛隊」の明記と「自衛の措置」の言及の他に、②国会や内閣への緊急事態への対応の強化、③参議院の合区の解消、各都道府県から必ず一人以上選出へ、④教育環境の充実、をセットに提案しようとする姑息な手段を画策しています。

(はが よしみ)